



亀中だより

No.4 令和8年4月24日 文責 岡田



For The Students!

教科書無償化について…



始業式、入学式で新しい教科書を配付させていただきました。さて、みなさんは教科書の値段がいくらかご存じでしょうか。中には三年間使用する教科もあるのですが、今回配付させていただいた1年生が使う教科書は、全部でおよそ9,300円(3年間で約17,700円)になります。しかし、この教科書も今から60年ほど前までは、みんなが新しい教科書を無料でもらえるというわけではありませんでした。そんな中で教育費の保護者負担を軽くし、憲法26条に記されている「義務教育はこれを無償とする」という言葉の通りにすべきだという動きが高まり、1962年(昭37年)に法律をつくられ、翌年から段階的に教科書が無償で子どもたちに配られることになりました。この実現に向けては多くの署名活動や教科書を買わない運動が背景にありました。私たちが今、なにげなく手にしている一冊一冊の教科書には、このような運動があったのこたなのです。教科書配付の際に「教科書無償化運動って知ってる?」というプリントもあわせて配布いたしました。差別をなくす取組、疑問に思ったことから行動に変えていく姿勢など、学ぶところも多い話です。亀山中学校では人権学習にも力を入れていく中で、こうした先人の行動も大切に伝えていきたいと思っています。保護者の皆様からもご家庭で話題にさせていただいてはいかがでしょうか。

幸せの黄色いレシート

毎月11日の「イオン・デー」に、実施している「イオン 幸せの黄色いレシートキャンペーン」は、お買い物をされたみなさんが、レジ精算時に受け取った黄色いレシートを地域のボランティア団体名が書かれた店内備え付けのBOXに投函していただくことで、レシート合計の1%分の品物をイオンが各団体に寄贈してくれる取り組みです。

学校・PTAでも令和6年度からこのキャンペーンに参加しており、6年度は合計で10万円以上の商品を寄贈していただくことができました。対象店舗は、「ザ・ビッグエクストラ亀山店」さん(亀山市田村町字若宮1103)です。校区外でみなさんのご自宅からは少し遠いかもしれませんが、今年度もみなさまのご協力をお願いいたします。

Kameyama Study Week

市内小中学校14校統一の取り組みとして、「Kameyama Study Week」が学力向上をめざし、実施され、各校独自の取り組みがすすめられています。本校では、以下のことに取り組んでいます。

①各教科担当からの授業オリエンテーション

(授業の進めかた、ノートを取り方など)

②授業規律の徹底

(授業中の約束事や学び方の確認など)

今後は亀中タイム(短学活での学びの時間)、家庭学習におけるタブレットの活用、ワークカレンダーを使った各教科の家庭学習の充実も目標としています。ご家庭での支援もよろしくお願いいたします。

生徒の送迎にかかわる保険加入について

部活動をはじめとする学校管理下における教育活動時に生徒を送迎(車に乗せての移動)しなければならないことがあります。亀山中学校PTAでは、万が一の交通事故に対していくらかでもけが等の補償ができるよう、保険に加入していただいております。補償額は十分ではないかもしれませんが、少しでも補償できればと考えての保険制度加入です。万が一の際には手続等も必要となるため、次ページの説明もご一読ください。保護者のみなさまが、運転される乗用車等で生徒を送迎する場合も対象です。(次ページへ)

生徒の送迎に関わる保険の加入について

加入目的	学校管理下での教育活動に伴う送迎の際の交通事故に対し、学校（PTA）として保険に加入し、生徒の怪我等に補償していくため
代理店	有限会社保険工房みえ
保険種類	団体総合生活補償保険（あいおいニッセイ同和損害保険）
保険期間	1年間
被保険者数	15名（超えると保険が適用されない場合がある）
対象者	生徒
対象内容	教育活動に伴う送迎の際の交通事故
保険金額	39,450（15人×2,630円）
補償内容	傷害死亡・後遺障害 2,500千円 傷害入院（日額） 2,500円 支払限度180日 支払期間180日 傷害通院（日額） 1,000円 支払限度90日 支払期間180日
保険具体例	<ul style="list-style-type: none">・保護者が学校から現地へ運転している際の交通事故について補償される（運転手が誰であろうと、事故で怪我を負った人が生徒であれば補償される）・当初のルートから大幅には離れたルートで走行した場合は補償されない（個人的理由で、スーパーで買い物をしたりデパートに寄ったりした場合）・学校管理下で行われる教育活動に伴う送迎の際の交通事故について補償される（生徒会研修会、生徒が代表で参加するイベント、部活動 等）・1回の送迎に伴う生徒の人数が、被保険者数の人数まで補償対象となる・平日、土日祝日、時間帯に関係なく、補償対象となる
事故後対応	<ol style="list-style-type: none">①警察に通報し、事故証明を取る②管理職より事故発生の連絡を代理店に行う （事故発生当日に連絡する必要なし）③事故申告書を作成する（保険会社より後日送付されてくる書類）④通院や入院の際は、診断書が必要になる場合がある（金額により指示あり）⑤名簿や送迎実施計画書の提出が必要になる場合がある